

報告第17号

専決処分について報告の件（その4）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので報告するものであります。

平成29年12月1日提出

芽室町長 宮 西 義 憲

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定

町は、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 損害賠償の額

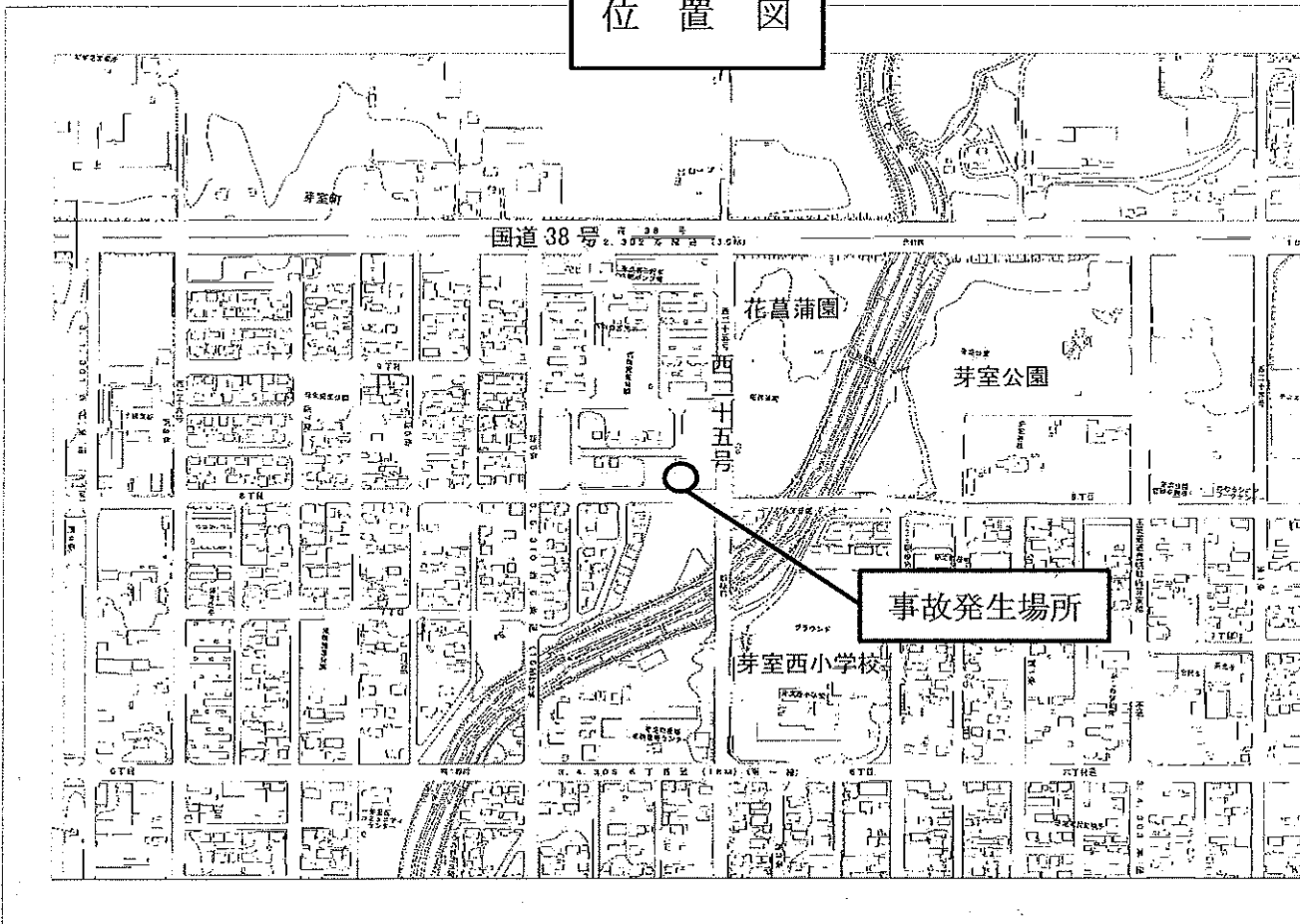
2 損害賠償の相手方

平成29年10月24日 専決処分

説 明

平成29年9月13日午後1時頃、緑町緑地草刈り作業中、飛石により
所有の住宅窓ガラスを破損させたものであります。

位置図



事故発生状況図

